洞爺湖町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

策定業務委託　仕様書

１　委託業務名

　　洞爺湖町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託

２　業務目的

　　国では、2030年度に温室効果ガスを2013年度比46％削減すると表明し、この

ことを踏まえた地球温暖化対策計画の改定が閣議決定された。また、地球温暖化対

策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）が改正

され、第21条第４項に基づき、実行計画に地域の再生可能エネルギーを活用した

脱炭素化の施策やその実施に関する目標等を追加するよう努めることとされたと

ころである。

　本業務では、洞爺湖町（以下「当町」という。）がカーボンニュートラルを実現す

るための具体的対策・施策等を検討するとともに、これら対策・施策等を推進する

ことを目的とする、当町の地球温暖化対策実行得規格（区域施策編）の策定に係る

支援業務を委託するものである。

３　委託期間

　　契約締結日から令和７年1月31日まで

４　委託業務の内容

　　環境省が公表している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュ

アル（本編・算定手法編）」及び「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成

方法とその実現方策に係る参考資料」に基づき適切な方法で行うこと。

　　また、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の視点を踏まえた計画を作成すること。

1. 基礎情報の収集・整理・現状分析

　基礎情報として、地球温暖化の現状と地球温暖化をめぐる国内外の動向を整理する。当町の自然的・経済的・社会的な観点から地域特性を示す基礎情報を収集し、当町の関連計画や国・道など戦略的に反映すべき計画との整理を行い、脱炭素社会実現に向けて解決すべき課題を整理する。また、町内における再生可能エネルギーの導入状況について情報収集を行い、課題等について現状分析を行う。

1. 温室効果ガス排出量と将来推計

　地域の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量（現状趨勢ケースBAU）について推計を行う。また、温室効果ガス排出量の削減対策の効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計を、複数のパターンについて推計を行う。

1. 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

　地域の温室効果ガス排出の将来推計を踏まえ、2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を達成した社会に向けた脱炭素シナリオと将来ビジョンを作成する。なお、各行政計画も参考にしつつ将来的に地域に起こり得る変化、それにより生じる課題、カーボンニュートラルの実現に向けた施策による社会インフラや人々の行動の変化、脱炭素施策による地域の経済的・社会的課題の統合的な解決等を検討する。

1. 再生可能エネルギーの導入目標の作成

　温室効果ガスの将来推計に伴うシナリオに応じた再生可能エネルギーの導入目標を設定する。導入目標は、地域の再生可能エネルギーのポテンシャルも考慮し、種別ごとに導入目標を設定する。また、再生可能エネルギー種別ごとの導入ポテンシャル、現状の当町のエネルギー消費量に対する温室効果ガスの削減効果を検証する。また、最新の再生可能エネルギー技術に関する情報や導入事例について調査し整理する。

　上記の検討結果を踏まえ、地域の再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。導入目標は2050年を最終年度とし、中期目標も設定する。

1. 政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定

　再生可能エネルギーの導入目標と地域課題の解決を同時に達成するための政策及び指標の検討を行う。また、再生可能エネルギー等の適正・適地の概略検討を行うとともに、将来的な「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた重要な施策に関する構想の検討を行う。

1. 施策のＫＰＩ指標の検討

　地方公共団体実行計画（区域施策編）に盛り込むＫＰＩ指標の検討・設定を行うこと。また、温室効果ガス排出量削減の実績把握方法を整理すること。

1. 温対法に基づく「地域脱炭素化促進事業」に関する検討

　町域の中で促進区域の設定が見込めるエリアを複数抽出し、エリアの中で想定される事業をそれぞれ検討すること。また、想定される事業の実施に当たって対象となる法規制を整理すること。当町の特性に即した取組及び基準を検討すること。

1. 意識調査
   1. アンケート調査（町民対象）

　洞爺湖町全世帯を対象としたアンケート調査を実施し、温室効果ガスの実態、再エネ、省エネ機器等の導入の実態を把握し、温室効果ガス排出量削減目標の検討や今後の地球温暖化対策の検討資料とすること。なお、アンケート調査実施に当たり、回収率の向上に努めること。

* 1. アンケート調査・ヒアリング調査（事業者対象）

　洞爺湖町内の事業者200者程度を対象としたアンケート調査及び事業者10者程度を対象としたヒアリング調査を実施し、温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な取組や削減目標等を調査し、温室効果ガス排出量削減目標の検討や今後の地球温暖化対策の検討資料とすること。なお、アンケート調査実施に当たり、回収率の向上に努めること。

1. パブリックコメントの実施支援

　令和6年度に予定しているパブリックコメントについて、当町のホームページや広報等で公表するための関連資料の作成を支援する。また、パブリックコメントで寄せられた町民からの意見を取りまとめ、回答案を作成すること。

1. 計画策定のための計画策定委員会等の運営支援

　計画策定委員会の開催は、５回程度（令和5年度：2回、令和6年度3回）、庁内会議は必要に応じて実施（実施の有無は当町が決定する。）、町民学習会は6回程度（虻田地区・洞爺湖温泉地区・洞爺地区で令和5年度・6年度それぞれ1回ずつ）、生徒向け学習会2回程度（町内中学校（2校）3年生及び虻田高校令和6年度それぞれ1回ずつ）開催することとし、当町と協議の上必要に応じて適宜実施する。また、計画策定委員会等の開催に当たり、当町の指示の下、受注者は資料作成、会議への出席及び必要に応じて説明を行い、会議の都度、その内容に対する議事録を作成して当町の確認を受けるものとする。

　受注者と当町の打ち合わせ・協議の内容は、協議記録として受注者が取りまとめ、受注者と当町が確認の上、双方が保管するものとする。

５　計画策定のスケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 期日等 | 実施内容 |
| 令和5年8月下旬～９月上旬 | ・本業務委託の契約締結  ・第1回計画策定委員会  （実行計画諮問） |
| 令和5年9月中旬～10月下旬 | ・アンケート調査（町民・事業者）  ・ヒアリング調査（事業者） |
| 令和5年11月中旬～12月下旬 | ・町民説明会（アンケート調査結果報告、  再エネ・省エネ等に関する学習会） |
| 令和6年1月上旬～中旬 | ・第2回計画策定員会（アンケート調査結  果報告・再エネ導入目標素案の提示） |
| 令和6年4月下旬～5月中旬 | ・町内中学校3年生及び虻田高校性を対象  とした学習会 |
| 令和6年6月下旬～7月中旬 | ・第3回計画策定委員会（再エネ導入目標  協議・実行計画素案の提示） |
| 令和6年7月中旬～8月中旬 | ・町民説明会（再エネ・省エネ等に関する  学習会） |
| 令和6年9月下旬～10月上旬 | ・第4回計画策定委員会（再エネ導入目標  最終協議・実行計画協議） |
| 令和6年12月 | ・パブリックコメント実施（1か月間） |
| 令和7年1月上旬～中旬 | ・第5回計画策定委員会（実行計画最終協  議） |

６　納品場所

　　洞爺湖町役場経済部環境課（北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地）

７　成果品（※電子データはMicrosoft Office Excel、Word又はPowerPointいずれ

かで作成したもの及びPDFファイル）

1. 成果品は次のとおりとする。

【令和5年度】

* 1. アンケート・ヒアリング調査結果報告書

規　格　　Ａ４版縦サイズ、横書き、40ページ程度

印　刷　　50部　両面カラー、コート紙、中折針金製本

* 1. その他参考資料（令和６年１月までに整理できる資料）２部
  2. 上記データを格納した電子データ（CD-R又はDVD-R）各1枚

【令和６年度】

1. 業務報告書（再エネ導入目標）2部
2. 業務報告書（再エネ導入目標）概要版2部
3. 洞爺湖町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

規　格　　Ａ４版縦サイズ、横書き、120ページ程度、UniVoiceコード付

印　刷　　50部　両面カラー、コート紙、レザック製本

1. 洞爺湖町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版

規　格　　Ａ４版縦サイズ、横書き、20ページ程度、UniVoiceコード付

印　刷　　100部　両面カラー、コート紙、中折針金製本

1. その他参考資料２部
2. 上記データを格納した電子データ（CD-R又はDVD-R）各1枚
3. 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、当町が保有するものとする。
4. 成果品に含まれる受注者または第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。
5. 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

　※成果品に求められる要素及び視点

⑴ 若者から高齢者など多くの世代にとって、読みやすくわかりやすい内容である

　 こと。

1. 読む人の目を引くような写真やイラスト、図表が適切に配置され、その説明が

わかりやすく付されていること。

1. 興味・関心を引く国内外における最新の科学的知見に基づく事実を平易な表現

で簡潔に記載すること。

1. イラストやページレイアウトには、反対色の使用などビジュアル効果を高めた

内容とすること。特に、2030年や2050年の当町将来像のイラストや記述には、読み手が夢や希望を抱ける内容とすること。

８　その他

* 1. 受注者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、使用に基づいた計画を作成し、当町と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
  2. 本業務に従事する者は、業務の遂行を十分になし得る知識及び経験並びに能力を有する者とする。
  3. 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守し、当町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は、解除された後においても同様とする。
  4. 受注者は、本業務の遂行において当町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、当町と協議の上、貸与を受けることとする。なお、貸与を受けた場合は、業務終了前に速やかに資料を返却することとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧することとする。
  5. 本業務の遂行に当たって必要な経費は、この仕様書に明記のないものであっても、原則として、受注者の負担とする。
  6. 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度当町と協議を行い決定することとする。
  7. 本業務は、環境省補助である「令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の第1号事業の1を活用した業務であるため、当該補助金の趣旨を理解した上で業務を遂行することとする。